

三豊市デジタル防災行政無線施設（固定系）整備事業概要

■設備

主な施設としては、①親局②中継局③再送信子局④戸別受信機⑤屋外拡声子局⑥遠隔制御装置⑦地区遠隔制御装置があります。その内容は次のとおりです。

①親局（1局）

本庁 5F の倉庫を改造します。（放送室を兼ねる）

②中継局（2局）

朝日山と紫雲山を予定していますが、11 月中旬より行う電波伝搬調査結果で1箇所増えるかもしれません。

③再送信子局（数局）

中継局でカバーできない小さな集落用に、電波伝搬調査により設置します。

④戸別受信機（およそ 24,000 台）

本市の住民基本台帳に登録されている世帯には、1世帯1台の無償貸与を行い、2台目からは実費で買い取りとします。整備完了後の転入者についても同様の扱いとします。

事業所は、実費の半額により買い取りとします。

公共施設は、施設長の申請により無償貸与とします。

自治会の集会場は、自治会長の申請により無償貸与とします。

修繕については、1世帯1台の貸与機器を修繕対象とし、故意又は過失による破損した場合には、破損の程度により実費請求します。

⑤屋外拡声子局 46 箇所

本市は、戸別受信機で全市をカバーする方針の為、屋外拡声子局による全市カバーをせず、避難場所である小学校への設置を基本とし、孤立集落や危険であると考えられる箇所に設置します。

⑥遠隔制御装置（8台）

本庁及び支所に設置し臨時放送及び緊急放送を行います。また、三観広域消防本部に設置することで、迅速に火災情報が発信できるよう協議を行っています。

⑦地区遠隔制御装置（37台）

地域内分権の推進の一環として、情報発信を行えるよう施設に設置します。

各町の地区公民館7箇所に設置し、公民館活動等の放送を行います。

小学校25校に設置し、学校活動等の放送を行います。

粟島・志々島に設置し放送を行います。

水道局に設置し、臨時の放送を行います。

香川県農協の2支所（協議中）に設置し、農事放送を行います。

■放送

放送の種類は、①定時放送②緊急放送③臨時放送があります。その内容は次のとおりです。

①定時放送

時報のミュージックチャイムと、担当課が録音する行政放送とお悔やみ放送があります。時報は昼12時と夕方6時に、行政放送は朝6時30分と夜7時に、お悔やみ放送は夜8時に放送を行います。

②緊急放送

災害や火災の発生など緊急を要する事態が生じた時に行います。支所からは遠隔制御装置で行えます。

③臨時放送

一般的な事項で、必要に応じて行う放送です。支所からは遠隔制御装置で行えます。

■放送の内容

これまで市役所で集中して放送していましたが、地域分権を推進することなどから関係部署に放送装置を設置します。放送の種類は次のとおりです。

①一斉放送

親卓と遠隔制御装置から行い、全市及び対象地域を対象として行う放送です。

②地区放送

主に地区遠隔制御装置でそれぞれの対象地域に放送するもので、地区公民館は公民館の行事案内等を朝7時から夜8時の間に、小学校は学校行事等を朝7時から夜8時の間に、香川県農協は農事放送を夕方6時30分～6時40分の間にそれぞれ放送を行います。